

第16号様式（第10条関係）

（表）

第 号

身分証明書

写真

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例第14条の規定による立入調査等を行う権限を有する職員であることを証明する。

年 月 日発行

双葉町長

印

（裏）

双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（報告及び立入調査等）

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。なお、太陽光発電設備の設置後及び廃止後における確認等の場合も同様とする。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。